

一般社団法人日本神経学会代議員選出要項

2010年10月1日制定

2024年11月16日最終改正

(目的)

第1条 この要項は、一般社団法人日本神経学会代議員選出細則（以下「細則」という。）第35条の規定に基づき、日本神経学会代議員選挙管理委員会（以下「代議員選挙管理委員会」という。）がその運営および細則第2条で規定する支部選出代議員を選出するための選挙実施に必要な事項を定める。

(代議員選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙管理委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

3 委員長は、テレビ会議、電話会議システム、電子メールなどインターネットを活用したシステムを利用して会議を開催することができる。

(公示の方法)

第3条 細則第5条の規定に基づき行う代議員選出に関する公示は、ホームページの会員専用ページに掲載するものとする。

2 機関誌「臨床神経学」への掲載は、ホームページに公示後、直近に出版される号に掲載するものとする。

(正会員数)

第4条 細則第7条第3項の規定により各支部に配分する代議員定数を算出する場合の正会員数は、選挙実施年の前年の10月31日現在日本国内に居住し、会費を完納している正会員とする。

(定数)

第5条 代議員選挙管理委員会は、細則第7条第4項の規定により支部選挙区定数の配分の算定を行ったときは、その結果を理事会に報告するものとする。

2 代議員選挙管理委員会は、支部選挙区定数を理事会が決定したときは、速やかに公示し、直近に出版される機関誌「臨床神経学」に掲載しなければならない。

(被選挙権者の資格)

第6条 細則第9条の規定により提出する立候補届出書に記載する学術論文は、共著を含む和文および英文等の原著または総説、著書とし、発表の時期は問わない。

2 代議員選挙管理委員会は、前項の規定により立候補届出書に記載された学術論文が、電子ジャーナルに掲載されたもので、直ちに学術論文としての評価が難しい場合は当該論文の提出を求めることができる。

3 代議員選挙管理委員会は、立候補届出書に記載された論文が、施設の年報等に掲載されたもので、

直ちに学術論文と判断することが困難である場合は当該論文に関する追加資料の提出を求めることができる。

- 4 前項の規定により追加資料の提出を求められた者から、論文差し替えの申し出があった場合、学術論文として評価できる場合に限り、差し替えを認めるものとする。

(選挙人名簿)

第7条 代議員選挙管理委員会は、細則第8条および第9条の規定により、選挙権及び被選挙権を有する会員およびその会員が所属する支部選挙区を確定したときは、速やかに選挙区ごとに選挙人名簿を作成し、学会事務局に備え置くものとする。

- 2 前条に定める選挙人名簿は、選挙を行う年ごとに作成するものとする。

- 3 選挙人名簿には、氏名、生年月日、会員番号、入会年月日、勤務先、勤務先住所（郵便番号含む）及び送付先住所を記載するものとする。

ただし、勤務先がない場合は、自宅住所（郵便番号含む）を記載するものとする。

- 4 第1項の規定により作成した選挙人名簿は、公開しない。

(支部選挙区の変更)

第8条 支部選挙区の変更を希望する会員は、理由を付して選挙実施年の10月20日までに代議員選挙管理委員会に申し出るものとする。

- 2 前項の申し出には、変更を希望する支部選挙区が当該会員の診療・教育・研究活動の主たる場である旨等を理事が証明する文書を添付しなければならない。

- 3 上記の申出を基に代議員選挙管理委員会は、変更について審議し相当と認めるときは、許可を与えることができる。

(公示の内容)

第9条 細則第13条の規定により行う選挙の公示には、支部選挙区ごとの代議員選出配分定数、選挙の日程、立候補する者の資格、投票できる者の資格、そのほか代議員選挙に必要な事項を記載するものとする。

(立候補の届出)

第10条 細則第14条第1項で規定する立候補届出書の書式および細則第14条第3項で規定する推薦に関する所定の書式は、別紙書式1および2のとおりとする。

- 2 細則第14条第1項で立候補届出書を代議員選挙管理委員会に提出する方法として定める郵送に当たっては、封筒の表に「立候補届出書在中」と記載するとともに、配達証明のある郵便で日本神経学会事務局（以下「学会事務局」という。）に提出しなければならない。

- 3 郵送した立候補届出書が指定期日を過ぎて到達した場合、消印が指定期日以前の日であれば、受取るものとする。

- 4 代議員選挙管理委員会は、立候補届出書を受取ったときは、速やかに受取った旨、立候補者に郵便で通知するものとする。

(立候補者の推薦)

第11条 細則第14条4項の規定により、代議員が立候補者を推薦する場合、当該代議員が所属する支部選挙区以外の支部選挙区に所属する立候補者を推薦することはできない。

(立候補者の審査)

第12条 次に掲げる立候補届出書は、無効とする。

- (1) 所定の事項が記載されていないもの。
- (2) 本要項第7条の規定により作成した選挙人名簿に記載されていない会員から提出されたもの。
- (3) 細則第14条第1項の規定により新規に立候補する者が提出する立候補届出書に推薦書が添付されていないもの。
- (4) 立候補する者が所属する支部選挙区以外の支部選挙区を立候補地として提出されたもの。
- (5) 立候補する者が所属する支部選挙区以外の支部選挙区に所属する代議員の推薦を受けて提出されたもの。
- (6) 代議員が3人を超えて立候補者を推薦した場合の当該代議員が推薦した全ての立候補届出書
- (7) その他、細則または本要項の規定に違反する記載のあるもの。

(立候補の取り下げ)

第13条 立候補者が立候補届出書を提出した後、立候補を取り下げようとするときは、代議員選挙管理委員会に別紙書式3により立候補届出書提出期限までに届出なければならない。

- 2 代議員選挙管理委員会は、立候補取り下げの届けがあったときは、審査のうえ、取り下げを認めることができる。
- 3 代議員選挙管理委員会は、前項の規定により立候補取り下げを認めたときは、立候補取り下げ届を受理した旨、文書で通知するものとする。

(立候補者名簿)

第14条 細則第15条の規定により作成する立候補者名簿には、氏名、支部選挙区名、都道府県名、勤務先、年齢および抱負を記載しなければならない。

- 2 立候補者名簿は、支部選挙区ごとに作成するものとする。
- 3 立候補者名簿の掲載順は、支部選挙区内における都道府県は細則第7条第2項の別表支部選挙区区分に記載された順とし、都道府県内は氏名の五十音順とする。

(電子投票システム)

第15条 細則第16条第2項で定める電子投票は、次項で定める電子投票システムにより行う。

- 2 電子投票システムは、投票者の投票内容を公開できないものとし、以下の要件を備えるものとする。
 - (1) 電子投票が支部選挙区ごとに同時並行して投票できるものであること。
 - (2) 学会から、選挙権者ごとに割り振られたID・パスワードによりシステムにアクセスして、投票を行うことができるものとする。
 - (3) 投票は、立候補者一覧から投票したい者にチェックする方法で行うことができること。さらに、チェックした候補者氏名が投票画面で確認できること。

(4) 投票するため投票画面に掲載する立候補者一覧は、次の項目を、本要項第14条第2項および第3項で定める順で記載すること。なお、勤務先および職名が記載できない場合は、代替措置として、 公示した立候補者一覧の詳細を閲覧できるようリンクさせるものとする。

① 氏名

② 勤務先及び職名

(5) 投票可能な数を越えた投票ができないようにすること。

(6) 同一の候補者に2票以上投票できないようにすること。

(7) 開票結果は、エクセルにより各支部選挙区毎、かつ得票順に、①大学所属立候補者の得票一覧、② 都道府県別全立候補者の得票一覧、③全立候補者の得票一覧の3種類のデータを作成できるものであること。

(ID・パスワード)

第16条 代議員選挙管理委員会は、選挙権者に対して、前条第2項第2号の規定により、投票を行うために用いるID・パスワードを、投票期間開始までに郵送により通知するものとする。

2 選挙権者が前項のID・パスワードの再交付を求めたときの送付方法は、郵送に限るものとする。

(投票期間および投票時間)

第17条 投票できる期間は2週間とし、選挙の公示に記載するものとする。

2 投票できる時間は、投票期間の初日の8時30分から投票期間最終日の18時00分までとする。

(電子投票システムの管理)

第18条 電子投票システムの管理は、学会事務局設置のパソコンにより、代議員選挙管理委員会が事務局の協力を得て行うものとする。

2 電子投票システムを管理するため付与されるID・パスワードは、委員長が自ら管理するものとする。

3 代議員選挙管理委員会委員(委員長含む)および学会事務局職員は、投票期間中、電子投票システムの稼働状況を確認する場合を除き、閲覧してはならない。

(開票)

第19条 開票は、学会事務局で行う。

2 開票は、電子投票システムを管理するパソコンを委員長自らID・パスワードを入力し、作動させて行う。

3 前条の規定による電子投票システムを管理するパソコンを、やむを得ない事情により委員長が作動させることができないときは、委員長があらかじめ指名した委員が作動させるものとする。

(選挙結果の公示)

第20条 細則第19条の規定により公示する選挙結果には、当選者を含む全ての立候補者の氏名、都道府県名及び勤務先および得票数を記載するものとする。

2 前項の規定の基づく選挙結果の公示は、選出された代議員の任期が始まる年に開催される学術

大会の終了日までとする。

3 第1項に基づき公示した選挙結果は、前項の規定に基づく公示期間終了後は、公開しない。

(当選者への通知)

第21条 代議員選挙管理委員会は、選挙結果を公示した後、速やかに当選した者に、その旨文書で通知するものとする。

(異議申し立ての送付先)

第22条 細則第20条の規定により異議申し立てを行う場合、申立人は氏名、会員番号、異議申し立ての内容およびその理由を記載した文書を作成し、選挙結果の公示日より14日以内に学会事務局に到達するように郵送しなければならない。

(要項の改正)

第23条 この要項の改正は、代議員選挙管理委員会の承認を要する。

附則

1 この要項は、2010年10月1日から施行する。

2 2010年度選挙における支部選挙区の変更の申出期限は、第9条の規定にかかわらず10月15日とする。

附則

この要項は、2012年10月1日から施行する。

附則

この要項は、2013年8月31日から施行する。

附則

この要項は、2014年12月8日から施行する。

附則

この要項は、2016年10月26日から施行する。

附則

この要項は、2018年9月1日から施行する。

附則

この要項は、2020年10月24日から施行する。

附則

この要項は、2021年4月20日から施行する。

附則

この要項は、2024年11月17日から施行する。

書式3

代議員立候補取り下げ届

(西暦) 年 月 日

日本神経学会代議員選挙管理委員会 殿

〇〇〇〇年日本神経学会代議員選挙に提出した立候補届を取り下げますので、お届けします。

ふりがな 立候補者氏名	(自筆署名)	所属支部(立候補支部)名
会 員 番 号		
勤務先 (所属・職責)		
連絡先 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	電話 () — FAX () — e-mail	
立候補届出書提出日	(西暦) 年 月 日	
取り下げ理由		